

続報

遺言で、「簡易保険の保険金を含めて遺産をあげる」と書いて貰ったのに、郵便局が保険金を支払ってくれない。

この問題については、京都地方裁判所が、平成18年7月18日、郵便局側に支払を命じる画期的な判決を出したことは、既にお伝えしているとおりですが、この判決については、第1審で確定し、無事保険金が支払われています。

さらに、次いで、私が手がけた東京地方裁判所平成20年8月27日判決においても、原告全面勝訴判決が出ました（これも、第1審で確定し、無事保険金が支払われています。）。

そして、嬉しいことに、私がアドバイスした案件についても、各地で勝訴判決を得ています（福岡地方裁判所大牟田支部平成22年11月5日判決ほか）。

上記のように、判例が積み重ねられ、論点が整理されてきたことに伴い、提訴から判決まで、比較的スピーディーに解決できるようになりました。私が平成23年3月に名古屋地裁に提訴した事件においては、半年も経たないで全面勝訴判決が出ました（名古屋地方裁判所平成23年8月5日判決。これも第1審で確定し、無事保険金が支払われています。）。

もっとも、このように、原告勝訴が続いても、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、「簡易保険の受取人欄」の記載から形式的に判断する事務の取り扱いを変更しようとはしていません。そのため、未だに故人の遺志に反する取り扱いは改善されておらず、本来受取人となるべき人が泣き寝入りしているケースが多数あると考えられます。

この問題でお困りの際は、当事務所にご相談下さい。

渡辺・玉村法律事務所

〒604-0861

京都市中京区烏丸通丸太町下る東側オクムラビル3階

TEL 075-223-6161(代) FAX 075-223-6100

受付時間 月～金 9:00～18:30